

協議第 2 4 号

消防団の取扱いについて

消防団の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 2 月 2 4 日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会  
会 長 岩 槻 健

協定項目	3 - ( 1 1 )	消防団の取扱い
<p>1 消防団は、合併時に 1 消防団に再編する。</p> <p>2 団員はそのまま新町へ引き継ぎ、現員数を基本として定数を定める。</p> <p>3 報酬及び出動手当等は、現行における 3 町の支給総額を上回らない範囲内において調整する。</p>		

平成 年 月 日確認・継続協議

参 考 資 料

協議項目	消防団の取扱い										協議細目																			
現行各町の消防団	美方町消防団								村岡町消防団								香住町消防団													
		団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計		団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計			団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計		
	本 部	1	2	4	2			2	11	本 部		1	3			1	1	6	12	本 部		1	3	7					11	
	神水分団			1	1	2	2	9	15	村岡特設第1分団				1	1	1	1	8	12	特設分団				1	1	2	4	20	28	
	大城特設分団			1	1	2	2	19	25	村岡特設第2分団				1	1	1	1	8	12	第1部						1	2	10	13	
	秋岡特設分団			1	1	2	2	19	25	福岡特設分団				1	1	1	1	14	18		第2部						1	2	10	13
	神場分団			1	1	1	1	6	10	味取・原特設分団				1	1	1	1	14	18	香住第1分団				1	1	2	4	28	36	
	広井分団			1	1	1	1	4	8	第1分団				1	1	4	5	17	28	第1部						1	2	9	12	
	水間分団			1	1	1	1	6	10	村岡・鹿田部						1	2	3	第2部							1	2	19	22	
	野間谷分団			1	1	1	1	7	11		用野部						1	1	2	香住第2分団				1	1	2	4	35	43	
	実山分団			1	1	1	1	6	10		大糠部						1	1	2	第1部						1	2	17	20	
	平野分団			1	1	1	1	7	11		光陽部						1	1	2		第2部						1	2	18	21
	芽野分団			1	1	1	1	14	18	第2分団				1	1	3	4	23	32	香住第3分団				1	1	3	6	31	42	
	新屋分団			1	1	2	2	14	20	相田・神坂部						1	2	3	第1部						1	2	9	12		
	東垣鍛冶屋分団			1	1	2	2	14	20		萩山部						1	1		2	第2部						1	2	8	11
	佐坊分団			1	1	1	1	9	13		板仕野部						1	1		2	第3部						1	2	14	17
	貫田分団			1	1	2	2	14	20	第3分団				1	1	3	4	26	35	香住第4分団				1	1	3	6	28	39	
	忠宮分団			1	1	1	1	10	14	高井・寺河内						1	2	3	第1部						1	2	12	15		
	石寺分団			1	1	1	1	8	12		耀山部						1	1		2	第2部						1	2	8	11
	合 計	1	2	20	18	22	22	168	253		市原部						1	1		2	第3部						1	2	8	11
									第4分団				1	1	3	3	16	24	香住第5分団				1	1	2	4	19	27		
									八井谷部						1	1	2	第1部						1	2	6	9			
										大野部						1	1		2	第2部						1	2	13	16	
										黒田部						1	1	2	余部分団				1	1	5	10	43	60		
									第5分団				1	1	2	3	20	27	第1部						1	2	9	12		
									口大谷・中大谷部						1	2	3	第2部							1	2	11	14		
										大笹部						1	1	2		第3部						1	2	8	11	

参 考 資 料

協議項目	消防団の取扱い	協議細目																																						
現行各町の消防団 (つづき)	村岡町消防団										香住町消防団																													
	第 6 分 団	高坂部 池ヶ平部 和池・森脇部	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計	第 4 部	第 5 部	柴山分団	第 1 部	第 2 部	第 3 部	佐津分団	第 1 部	第 2 部	第 3 部	第 4 部	奥佐津第 1 分団	第 1 部	第 2 部	第 3 部	第 4 部	奥佐津第 2 分団	第 1 部	第 2 部	第 3 部	第 4 部	長井第 1 分団	第 1 部	第 2 部	第 3 部	長井第 2 分団	第 1 部	第 2 部	第 3 部	合 計
	第 7 分 団	宿部 日影部 作山部			1	1	3	3	17	25			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	第 8 分 団	入江・和田・小城部 長板部			1	1	2	2	18	25			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	第 9 分 団	熊波部 相岡部			1	1	2	2	14	20			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	第 1 0 分 団	川会部 和佐父部 丸味部 高津部			1	1	4	4	20	30			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	第 1 1 分 団	長須部 長瀬部 山田部 境部			1	1	4	4	19	29			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	合 計		1	3	15	15	38	44	257	373	1	3	20	13	40	80	398	555																						

参 考 資 料

協議項目	消防団の取扱い	協議細目
先進事例	新市町名	調 整 内 容
	養父市	新市消防団として、組織・報酬等統一の方向で合併時まで調整する。
	朝来市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消防団は、合併時に統合し新市に引き継ぐ。出動指令体制は、合併時に統合する。</li> <li>2. 組織及び定数は、当面現行のとおりとし、新市において組織検討委員会を設置し、適正な組織体制に再編する。</li> <li>3. 任用は、合併時に生野町、山東町の制度に統合する。役員の任期は、組織機構の再編にあわせて再編する。</li> <li>4. 報酬及び手当は、現行支給額をもとに類似団体の状況を参考に合併時に再編する。</li> <li>5. 消防機庫及び車両は、組織機構の再編にあわせて再編する。なお、消防サイレンは新市に引き継ぎ、新市において緊急体制が確立されるまで存続させ、存廃について検討する。</li> <li>6. 被服等は、新市においてすみやかに新基準服を導入する。</li> </ol>
	丹波市	消防団は、合併時に統合する。
	京丹後市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消防団 1 消防団に再編する。</li> <li>2. 分団等の組織 当面現行のとおりとし、新市において新たに作成する消防計画に基づき調整する。</li> <li>3. 団員 そのまま新市へ引き継ぎ、現員数を基本として定数を定める。</li> <li>4. 報酬及び出動手当等 現行における6町の支給総額を上回らない範囲内において調整する。</li> </ol>